報道関係者各位

技能実習法に基づく行政処分等を行いました

法務省と厚生労働省は、令和６年11月18日付けで、東北育成協同組合に対し、監理団体の許可の取消しを行いました。

また、出入国在留管理庁と厚生労働省は、同日付けで、株式会社協同建設、株式会社響四サービス、株式会社興和、株式会社白根興業、株式会社錢谷架設、タイヘイ株式会社、株式会社TAKISAWA、株式会社ニッキーファーム、株式会社濱田創建、株式会社むつ丸に対し、技能実習計画の認定の取消しを行いました。

詳細は、下記のとおりです。

記

＜監理団体に対する許可の取消しの内容（詳細は別紙１）＞

１　監理団体の許可の取消しを行った監理団体

（１）　東北育成協同組合（代表理事　飯阪　昌史）

＜技能実習計画の認定の取消しの内容（詳細は別紙２から別紙11まで）＞

２　技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

（１）　株式会社協同建設（代表取締役　柴田　裕美）
（２）　株式会社響四サービス（代表取締役　関谷　達仁）
（３）　株式会社興和（代表取締役　劉　書寅）
（４）　株式会社白根興業（代表取締役　白根　健一）
（５）　株式会社錢谷架設（代表取締役　錢谷　憲之）
（６）　タイヘイ株式会社（代表取締役　太田　健治郎）
（７）　株式会社TAKISAWA（代表取締役　原田　一八）
（８）　株式会社ニッキーファーム（代表取締役　仁木　光俊）
（９）　株式会社濱田創建（代表取締役　濱田　梓）
（10）　株式会社むつ丸（代表取締役　小橋　繁幸）

■別紙１　監理団体に対する取消しの内容（東北育成協同組合）
■別紙２　技能実習計画の認定の取消しの内容（株式会社協同建設）
■別紙３　技能実習計画の認定の取消しの内容（株式会社響四サービス）
■別紙４　技能実習計画の認定の取消しの内容（株式会社興和）
■別紙５　技能実習計画の認定の取消しの内容（株式会社白根興業）
■別紙６　技能実習計画の認定の取消しの内容（株式会社錢谷架設）
■別紙７　技能実習計画の認定の取消しの内容（タイヘイ株式会社）
■別紙８　技能実習計画の認定の取消しの内容（株式会社TAKISAWA）
■別紙９　技能実習計画の認定の取消しの内容（株式会社ニッキーファーム）
■別紙10　技能実習計画の認定の取消しの内容（株式会社濱田創建）
■別紙11　技能実習計画の認定の取消しの内容（株式会社むつ丸）
■別紙12　参照条文

【別紙１～11】監理団体に対する許可取消しの内容及び技能実習計画の認定の取消しの内容［PDF形式：106KB］

【別紙12】参照条文［PDF形式：81KB］